

公衆浴場設置等の基準等に関する条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

公衆浴場設置等の基準等に関する条例（昭和25年9月1日条例第24号）の一部改正 第1条に係る部分

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第4条 公衆浴場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 給湯設備及び給水設備は、次の要件を備えたものとする。</p> <p>ア 井戸水等が使用されている場合は、必要に応じ、ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）をろ過する装置をいう。以下同じ。）、消毒設備等の設備が設けられていること。</p> <p>イ ろ過器が設置されている場合は、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄（湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。）を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水（ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を用いない構造であること。</p> <p>オ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。</p> <p>(7)～(10) 省略</p> <p>(11) 屋外に浴槽等を設ける場合にあつては、次の要件を備えたものとする。</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じらない構造であること。</p> | <p>第4条 公衆浴場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 給湯設備及び給水設備は、次の要件を備えたものとする。</p> <p>ア 井戸水等が使用されている場合は、必要に応じ、ろ過器_____、消毒設備等の設備が設けられていること。</p> <p>イ 循環ろ過装置が設置されている場合は、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上である_____こと。</p> <p>ウ 省略</p> <p>(7)～(10) 省略</p> <p>(11) 屋外に浴槽等を設ける場合にあつては、次の要件を備えたものとする。</p> <p>ア～エ 省略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>カ・キ 省略 (12)・(13) 省略 2 省略 第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 省略 (7) <u>水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水を使用した原水（ろ過器を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。以下同じ。）及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。</u> (8) <u>貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。）内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。</u> (9) <u>定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。</u> (10) 省略 (11) <u>浴槽水は、毎日1回以上完全に取替えること。ただし、連日使用循環水（24時間以上連続して使用している循環水をいう。以下同じ。）を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に取替え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。</u> (12) <u>ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。</u></p> | <p>オ・カ 省略 (12)・(13) 省略 2 省略 第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 省略 (7) 省略 (8) 浴槽水は、毎日1回以上_____取替えること。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(13) <u>浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。</u></p> <p>(14) <u>塩素系薬剤を使用して消毒を行う場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤をろ過器の直前に投入すること。</u></p> <p>(15) <u>消毒装置の維持管理を適切に行うこと。</u></p> <p>(16) <u>集毛器は、毎日清掃すること。</u></p> <p>(17) <u>浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で定期的に水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。</u></p> <p>ア <u>水道水を用いない原水 1年に1回以上</u></p> <p>イ <u>連日使用循環水を用いない浴槽水 1年に1回以上</u></p> <p>ウ <u>連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上</u></p> <p>(18) <u>前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保存するとともに、その結果が第7号の水質基準に適合しない場合は、直ちにその旨を知事に届け出ること。</u></p> <p>(19) <u>回収槽(浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。</u></p> | |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(20) 浴槽に気泡発生装置等が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用しないこと。</p> <p>(21) 打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと。</p> <p>(22)・(23) 省略</p> <p>(24) 飲用に供する水は、水道法_____その他の法律に定めるもののほか、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を3年以上保存すること。</p> <p>(25) 省略</p> <p>(26)～(37) 省略</p> <p>(38) 営業者は、衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 前項第1号から第6号まで、第13号、第23号から第25号まで、第30号から第35号まで及び第37号に定める措置</p> <p>第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、保健所を設置する市が処理することとする。</p> <p>(1) 第5条第1項第18号の規定に基づく届出の受理に関する事務</p> <p>(2)・(3) 省略</p> | <p>(9)・(10) 省略</p> <p>(11) 入浴用の湯水は、衛生的に支障のないものを使用するとともに、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を1年以上保存すること。</p> <p>(12) 飲用に供する水は、水道法（昭和32年法律第177号）その他の法律に定めるもののほか、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を1年以上保存すること。</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 循環ろ過装置を使用する場合は、ろ過が十分行われていることを適宜確認すること。</p> <p>(15)～(26) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 前項第1号から第6号まで、第10号から第13号まで、第19号から第24号まで及び第26号_____に定める措置</p> <p>第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、保健所を設置する市が処理することとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(営業施設の衛生措置の基準)</p> <p>第4条 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1・第2 省略</p> <p>第3 浴場に関する措置</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の湯水を使用した原水(ろ過器(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))をろ過する装置をいう。以下同じ。)を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。以下同じ。)及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。</u></p> <p>4 <u>貯湯槽(原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。)内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>定期的に貯湯槽の生物膜(配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。)の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>6 <u>浴槽水は、常に満杯状態に保ち、清浄な湯水の供給、循環ろ過、塩素系薬剤による消毒等により清浄に保つこと。</u></p> <p>7 <u>浴槽水は、毎日1回以上完全に取り換えること。ただし、連日使用循環水(24時間以上連続して使用している循環水(ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。))をいう。以下</u></p> | <p>(営業施設の衛生措置の基準)</p> <p>第4条 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1・第2 省略</p> <p>第3 浴場に関する措置</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>浴用の湯又は水は、衛生上支障のないものを使用し、清浄でじゅうぶんな量を保有すること。</u></p> <p>4 浴槽の湯水は、毎日1回以上取り替える_____こと。</p> |

新

旧

同じ。)を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に取り換え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。

8 ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄(湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。)して汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

9 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

10 塩素系薬剤を使用して消毒を行う場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤をろ過器の直前に投入すること。

11 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

12 集毛器は、毎日清掃すること。

13 浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で定期的に水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。

ア 水道水を用いない原水 1年に1回以上

イ 連日使用循環水を用いない浴槽水 1年に1回以上

ウ 連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上

14 前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保存するとともに、その結果が第3号の水質基準に適合しない場合は、直ち

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>にその旨を知事に届け出ること。</u></p> <p>15 <u>回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>16 <u>浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用しないこと。</u></p> <p>17 <u>打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと。</u></p> <p>18 <u>脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うことその他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう注意を喚起する表示をすること。</u></p> <p>19 <u>営業者は、衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。</u></p> <p>20～22 省略</p> <p>第4～第6 省略 （構造設備の基準）</p> <p>第5条の2 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 <u>第1項から第3項までに定めるもののほか、ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>ろ過器が設置されている場合は、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。</u></p> <p>(2) <u>打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水を用</u></p> | <p>5～7 省略</p> <p>第4～第6 省略 （構造設備の基準）</p> <p>第5条の2 省略</p> <p>2～4 省略</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>いない構造であること。</u></p> <p>(3) <u>気泡発生装置等が設置されている場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。</u></p> <p>(4) <u>屋外に浴槽が設置されている場合は、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じらない構造であること。</u></p> <p><u>(保健所を設置する市が処理する事務)</u></p> <p><u>第7条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、第4条の表第3の項第14号の規定に基づく届出の受理に関する事務は、保健所を設置する市が処理することとする。</u></p> | |